

## 本人確認書類

本人確認書類[A]は一種類、本人確認書類[B]は二種類以上を提示してください。

本人確認書類 [A]	有効期限内のもので、官公庁が発行した顔写真付きのものをご用意ください。	
	例	<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・パスポート</li><li>・マイナンバーカード(個人番号カード)</li><li>・住民基本台帳カード(顔写真あり)</li><li>・身体障害者手帳</li></ul>
本人確認書類 [B]	有効期限内のもので、二種類以上をご用意ください。	
	例	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険証</li><li>・住基カード(顔写真なし)</li><li>・年金手帳年金証書</li><li>・各種医療受給者証</li><li>・介護保険証</li></ul>

### 補足

- 本人確認書類[A]がなく、本人確認書類[B]も一種類しかない場合、本人確認書類[B]二種類のうち一種類を以下のものに替えることができます。

・社員証や学生証 など本人の顔写真が貼付された官公署等以外発行のもの  
・官公庁発行の本人宛郵便物  
・氏名及び住所の記載された公共料金の領収書

- 以下の書類については、本人確認書類になりませんので、ご注意ください。

・マイナンバー(個人番号)の「通知カード」は本人確認書類としては使えません。  
・現住所が記載されていないものは本人確認書類になりません。  
・「本人確認書類[A]」「本人確認書類[B]」に記載された住所と申請書兼同意書に記載の住所が異なる場合、本人確認書類になりません。

### 郵送での申請や代理人による窓口での申請

受診者の「本人確認書類[A]」(一種類)もしくは「本人確認書類[B]」(二種類)の写し(コピー)をご提出ください。裏面に住所が記載されている場合は、裏面のコピーも必要です。